

**改正**

平成20年3月31日告示第104号

平成24年3月23日告示第60号

鴻巣市花のコミュニティづくり事業補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、市民団体等が市内の公共的施設等において実施する花いっぱい活動に対し、補助金を交付することにより、地域のコミュニティづくりを促進し、市民等のコミュニティ意識の高揚を図ることを目的とする。

(対象団体)

**第2条** 補助金の交付を受けることができる団体は、市民、市内に在学又は在勤する者で構成し、地域との連帯に基づき自主的に花いっぱい活動を実施するものとする。

(対象経費)

**第3条** 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、花いっぱい活動に係る直接的経費で、別表に掲げるものとする。

(補助額)

**第4条** 補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費の3分の2以内とし、35万円を限度とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする団体の代表者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に事業計画書（様式第2号）、その他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(決定及び通知)

**第6条** 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに、その内容を審査し、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、補助事業者に通知するものとする。

(請求)

**第7条** 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第4号）により、市長に請求するものとする。

(事業内容の変更等)

**第8条** 補助事業者は、補助金の交付に係る事業の内容を著しく変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、補助事業計画変更・中止（廃止）申請書（様式第5号）により、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

**第9条** 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書（様式第6号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の確定及び返還)

**第10条** 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、内容を審査し補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の額を確定した場合において、既に確定額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて返還させるものとする。

(その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成20年告示第104号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成24年告示第60号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

#### 別表（第3条関係）

区分	品名
種苗	種、球根、苗等
資器材	シャベル、鎌、ジョーロ、バケツ、ホース、プランター、フラワーポット、一輪車、消毒器、軍手、土、肥料、除草剤、消毒剤等
その他	市長が必要と認めるもの

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第9条関係)

様式第7号 (第10条関係)